

相談室 Q & A

労災関係



副業先でけがをした場合、 労災保険の保険給付やその対応はどうなるか

ある社員が、副業先でけがをしたため、本業である当社での就労ができなくなりました。このような場合、副業先でのけがに際して労災保険の保険給付はどのようなのでしょうか。労災保険の申請は原則として被災者本人が行うべきものですが、当社として対応すべきことはありますでしょうか。

(埼玉県 A社)



副業先でけがをした労働者は、副業先と貴社の賃金額を合算した額を基礎として算定された保険給付を受けることができる。貴社としては、「休業補償給付・複数事業労働者休業給付支給請求書」(様式第8号)別紙1から別紙3の記載内容について証明を行う必要がある

回答者 相楽雅子 さがら みやこ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 副業・兼業を踏まえた労働者災害補償保険法の 改正

労働者災害補償保険(以下、労災保険)は、労働者災害補償保険法(以下、労災保険法)に基づく制度であり、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下、傷病等)に対して必要な保険給付を行うものです。

副業・兼業により、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者(以下、複数事業労働者)に関する労災保険給付については、令和2年9月1日に労災保険法の改正が行われています。

法改正前は「災害が発生した事業の賃金額のみ」を基礎として保険給付額が決定されていましたが、法改正後は「複数事業労働者を使用する全事業の賃金を合算した額」を基礎として保険給付額が決定されることになりました。

改正後の労災保険法の対象となるのは、傷病等の発生した日または診断によって疾病の発生が確定した日(以下、算定事由発生日)において複数事業労働者に該当する労働者です。なお、算定事由発生日において複数事業労働者に該当しない場

合であっても、傷病等の原因または要因となる事由が生じた時点において事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者は、「複数事業労働者に類する者」として改正後の労災保険法の対象となります(労災保険法7条1項2号、同法施行規則5条)。

2. 複数事業労働者の労災保険給付額

労災保険給付のうち、以下の給付については、給付基礎日額(保険給付の算定基礎となる日額)により保険給付額が決定されます。給付基礎日額とは、原則として労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。

- ・休業補償給付、休業給付、複数事業労働者休業給付
- ・障害補償給付、障害給付、複数事業労働者障害給付
- ・遺族補償給付、遺族給付、複数事業労働者遺族給付
- ・葬祭料、葬祭給付、複数事業労働者葬祭給付

- ・傷病補償年金、傷病年金、複数事業労働者傷病年金

平均賃金は、原則として算定事由発生日（賃金締切日がある場合は、算定事由発生日の直近の賃金締切日）から前3カ月間に労働者に対して支払われた賃金の総額を、当該期間の暦日数で割った1日当たりの賃金額です。

複数事業労働者の給付基礎日額については、複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額（以下、給付基礎日額相当額）を合算することになります（労災保険法8条3項）。具体例は、以下のとおりです。

（例）二つの事業（A社・B社）において、それぞれ月給制により就業している場合

A社：月給300,000円

B社：月給150,000円

直近3カ月の暦日数：90日

〈計算方法〉

- ・ A社：300,000円×3カ月÷90日＝10,000円
- ・ B社：150,000円×3カ月÷90日＝5,000円
- ・ 給付基礎日額（A社＋B社）：
10,000円＋5,000円＝15,000円

資料出所：厚生労働省「複数事業労働者への労災保険給付わかりやすい解説」を一部改変。

なお、社会復帰促進等事業として行われる特別支給金のうち給付基礎日額等を基礎として支給されるものについても、複数事業労働者については、複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額相当額等を合算した額を基礎として算定されます。

3. 複数事業労働者の労災保険請求手続き

ご質問のケースにおいて、副業先でのけがは業務上の事由によるもの（以下、業務災害）という前提で解説します。

まず、療養の給付については、「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書」（様式第5号）に副業先の事業主の証明を受け、原則として被災した労働者本人が療養を受け

ている労災病院または労災保険指定医療機関・薬局等（以下、指定医療機関等）に提出し、指定医療機関等経由で災害が発生した副業先の事業場（以下、災害発生事業場）を管轄する労働基準監督署長に提出します。

また、休業を伴う業務災害となりますので、「休業補償給付・複数事業労働者休業給付支給請求書」（様式第8号）を、原則として被災した労働者本人が災害発生事業場を管轄する労働基準監督署長に提出します。

様式第8号の提出に当たり、副業先の事業主および貴社において記載内容の証明が必要な様式は、次のとおりです。

副業先 （災害発生 事業場）	・ 様式第8号（診療を受けている病院等の診療担当者による証明も必要） ・ 様式第8号（別紙1）、（別紙2）※
貴社	・ 様式第8号（別紙1）、（別紙2）※、（別紙3）

※別紙2は、休業補償給付を請求する休業期間に部分算定日（賃金が支払われる休暇など）が含まれる場合に提出する必要がある。

4. 貴社として対応すべきこと

副業先でけがをした労働者が、副業先と貴社のそれぞれの事業ごとに算定した給付基礎日額相当額を合算した給付基礎日額を基礎とした休業補償給付を受けられるように、貴社においては、様式第8号別紙1および別紙3（該当する場合は別紙2）の記載内容について証明を行う必要があります。

副業先でけがをした労働者は、副業先の事業主および貴社から証明を受けた様式を合わせて、災害発生事業場を管轄する労働基準監督署長に提出することになります。

なお、休業の初日から3日目までの待期期間については、業務災害の場合、事業主が労働基準法の規定に基づく休業補償（1日につき平均賃金の60%）を行う必要があります。ご質問のケースでは、業務災害が発生した副業先で待期期間の休業補償を行うこととなりますので、貴社が待期期間について休業補償を行う必要はありません。